

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会定款施行細則

(平成 17 年 3 月 22 日制定)

平成 19 年 1 月 24 日 一部改正

平成 26 年 11 月 19 日 一部改正

平成 29 年 5 月 29 日 一部改正

令和 2 年 3 月 18 日 一部改正

令和 3 年 6 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

令和 6 年 8 月 5 日 全部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人大仙市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第 49 条の規定により、法人の管理運営及び業務の執行について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第 2 条 定款第 7 条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第 3 章 評議員

(評議員)

第 3 条 評議員は、社会福祉法（以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、地域の均衡等を考慮し理事会が推薦を行い、評議員選任・解任委員会において次の各号に掲げる区分により選任する。

- (1) 地域からの代表者
- (2) 学識経験者及び各種団体の構成員

2 前項第 1 号に規定する評議員の選出区分は、次のとおりとする。

ア 福祉・教育関係行政職員

- イ 社会福祉施設
- ウ 学識経験者及び本会の主旨、目的に賛同する者
- エ 教育関係団体
- オ 保健・医療関係団体
- カ 経済・労働等関連分野団体
- キ 民生・児童委員
- ク ボランティア団体
- ケ 当事者団体

3 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員の選任候補者の提案を行う場合の事前確認資料)

第4条 理事会が評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を求めなければならない。

- (1) 就任承諾書
 - (2) 履歴書
 - (3) その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料
- 2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。
- 3 第1項の資料を徴した者のうち、評議員に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第5条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、予め会長に書面で届け出なければならない。

(評議員の解任の提案をしようとする時の手続)

第6条 理事会が評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

- 2 当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
- 4 当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第7条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに新たな評議員を選任し、欠員の補充を行うものとする。

(評議員名簿)

第8条 会長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くものとする。

第4章 評議員会

(理事及び監事の出席等)

第9条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

3 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令第2条の14に定める場合は、この限りではない。

(報告事項)

第10条 評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業報告

(2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果のうち、重要と認める事項(改善指示がある場合は、その改善状況)

(3) その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第11条 評議員会の招集は、次の招集事項について理事会の承認を得た上、それらの招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに通知するものとする。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項(議題)

(3) 評議員会の議案の概要

2 定時評議員会の招集に当たっては、前項の通知に、計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び事業報告並びに監査報告を添付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

- 4 前項の規定により招集の通知を省略した場合は、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。
- 5 会長は、第1項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(評議員会の運営)

第12条 評議員会に議長を置き、議長は出席した評議員の中からその都度互選するものとする。

- 2 評議員会の決議（特別決議を除く。）に当たっては、原則として、議長は決議に加わらない。ただし、可否同数や賛成が過半数に満たない場合は、議長が決議に加わり議案を決するものとする。
- 3 評議員会の特別決議については、前項を適用しない。
- 4 評議員会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第13条 定款第12条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表1に記載のとおりとする。

(議事録)

第14条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 評議員会の開催日時及び場所
 - (2) 議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名
 - (4) 社会福祉法施行規則第2条の15第3項第4号に規定する監事の意見等
 - (5) 出席した評議員、理事又は監事の氏名
 - (6) 議長の氏名
 - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

- 3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 5 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、議事録に記名押印する。
- 6 作成した議事録は、次回の評議員会で各評議員に供覧するものとする。
- 7 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを評議員会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第15条 会長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

第5章 役員

(役員)

第16条 理事は、法第44条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる選出区分により、評議員会において選任する。

- (1) 地域からの代表者
 - (2) 学識経験者及び各種団体の構成員
- 2 前項第1号に規定する理事の選出区分は、次のとおりとする。
- ア 福祉・教育関係行政職員
 - イ 社会福祉施設
 - ウ 学識経験者及び本会の主旨、目的に賛同する者
 - エ 教育関係団体
 - オ 保健・医療関係団体
 - カ 経済・労働等関連分野団体
 - キ 民生・児童委員
 - ク ボランティア団体
 - ケ 当事者団体
 - コ 社会福祉事業を行う団体の役職員

- 3 監事は、次の各号に掲げる選出区分に基づき、評議員会において選任する。
 - (1) 社会福祉事業について識見を有する者
 - (2) 財務管理について識見を有する者
- 4 評議員会に対する役員を選任候補者の提案は、理事会の決議により行うものとする。
- 5 監事を選任候補者の提案は、前項の手續きに加え、在任する監事の過半数の同意を得なければならない。
- 6 前項の同意があった旨は、第4項の決議を行った理事会議事録に記録するものとする。
- 7 役員の変更は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。

(役員を選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

第17条 評議員会に役員を選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員を選任候補者として予定している者から次の資料を求めなければならない。

- (1) 就任承諾書
 - (2) 履歴書
 - (3) その他役員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料
- 2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。
 - 3 第1項の資料を徴した者のうち、役員に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第18条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、予め会長に書面で届け出なければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員解任の提案をしようとするときの手續)

第20条 評議員会に役員解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。

- 2 当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記録した聴聞調書を作成しなければならない。
- 4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

（欠員の補充）

第 21 条 理事又は監事に欠員が生じた場合は、速やかに新たな理事又は監事を選任し、欠員の補充を行うものとする。

（役員名簿）

第 22 条 会長は、役員を選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に 5 年間及び従たる事務所に 3 年間備え置くものとする。

第 6 章 理事会

（理事会の決議事項）

- 第 23 条 定款第 27 条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表 2 に記載のとおりとする。
- 2 前項のほか、理事会は法人のすべての業務執行（定款第 27 条の規定により、日常の業務として理事会が定める会長専決事項を除く。）を決定する。

（理事による利益相反取引等の制限）

- 第 24 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本会が理事の債務を保証しようとするとき。
 - (4) その他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所

- (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料
- (5) その他必要事項
- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第 25 条 理事が前条第 1 項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(報告事項)

第 26 条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 会長及び常務理事の職務の執行状況
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況)
- (3) その他役員から報告を求められた事項
- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、会長及び常務理事による自己の職務の執行状況についての報告は、省略することができない。

(理事会の招集)

第 27 条 理事会の招集は、招集日の 1 週間前までに、次の各号を定め、各理事及び各監事に通知するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 議題
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 3 前項の規定により招集の通知を省略した場合は、理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

(理事会の運営)

第 28 条 理事会に議長を置き、議長は出席した理事の中からその都度互選するものとする。

- 2 理事会の決議(特別決議を除く。)に当たっては、原則として、議長は決議に加わらない。ただし、可否同数や賛成が過半数に満たない場合は、議長が決議に加わり議案を決するものとする。
- 3 理事会の特別決議については、前項を適用しない。
- 4 理事会は、必要があるときは、職員関係者等の出席を求め、議案の内容等について

説明させることができる。

(監事の出席)

第 29 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) 理事会の開催日時及び場所
 - (2) 社会福祉法施行規則第 2 条の 17 第 3 項第 2 号に定める方法で招集されたときは、その旨
 - (3) 議事の経過の要領及びその結果
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (5) 社会福祉法施行規則第 2 条の 17 第 3 項第 5 号に規定する意見又は発言の内容の概要
 - (6) 出席した理事及び監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録を作成した理事の氏名
- 2 理事会の決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 理事会への報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 4 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 5 出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する。
- 6 作成した議事録は、次回の理事会で各理事及び各監事に供覧するものとする。
- 7 議事録は、議案書、報告書並び及びそれらの説明のための参考資料を添付して、理事

会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを理事会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。

(欠席者への報告)

第31条 会長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第7章 決算・監査

(資料の作成)

第32条 会長は、会計年度終了後、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提出するものとする。

(監査の実施)

第33条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に監査を実施し、会長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第34条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査の実施日時及び場所
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 計算書類及びその附属明細書が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (4) 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）
- (5) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (6) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (7) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (8) 社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき、その旨及びその理由
- (9) 監査報告を作成した日

(調査及び差止め請求)

第35条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものと

する。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第 36 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(備え置き)

第 37 条 第 32 条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の 2 週間前から 5 年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを定時評議員会の 2 週間前の日から 3 年間従たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 事務の専決

(事務の専決)

第 38 条 定款第 27 条ただし書きの規定により会長が専決することのできる事項及び定款第 21 条第 4 項に規定する常務理事が分担執行する専決事項は、別表 3 のとおりとする。

- 2 会長及び常務理事が専決することのできる事項については、その一部を事務局長の専決事項とすることができる。

(専決の報告)

第 39 条 会長及び常務理事が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、会長及び常務理事の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。

- 2 常務理事又は事務局長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに会長に報告しなければならない。

第 9 章 その他

(秘密の保持)

第40条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

（改正）

第41条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年5月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年8月5日から施行する。

評議員会決議事項及び決議要件一覧

内 容	根 拠 (社会福祉法・定款等)	議決数		
		過半数	議決に加わることができる 評議員の 三分の二	
法人運営に 関わる事項	定款の変更	法第四十五条の三十六第一項 定款第 12 条第 7 号 定款第 16 条第 2 項第 2 号		○
	法人の解散	法第四十六条第一項第一号 定款第 12 条第 12 号		○
	吸収合併契約の承認	法第五十二条 法第五十四条の二第一項		○
	新設合併の承認	法第五十四条の八		○
	臨機の措置、公益事業の運営に関する事項	定款第 12 条第 11 号 定款第 42 条	○	
役員 の解任・選任等 (報酬基準含む) に関する事項	理事及び監事の選任	定款第 12 条第 1 号	○	
	監事の解任	法第四十五条の四第一項 定款第 12 条第 1 号 定款第 24 条		○
	理事の解任	法第四十五条の四第一項 定款第 12 条第 1 号 定款第 24 条	○	
	理事及び監事並びに評議員 に対する報酬等の支給の基 準の承認	法第四十五条の三十五第二項 定款第 12 条第 3 号	○	
	理事の報酬等の額	法第四十五条の十六第四項準用 一般法人法第八十九条 定款第 12 条第 2 号	○	
	監事の報酬等の額	法第四十五条の十八第三項準用 一般法第百五条第一項 定款第 12 条第 2 号	○	
財務 に関する事項	各会計年度に係る計算書類 (貸借対照表及び収支計算 書)、財産目録並びに事業報 告の承認	法第四十五条の三十第二項 定款第 12 条第 5 号	○	
	予算及び事業計画の承認	定款第 12 条第 4 号 定款第 38 条第 1 項	○	
	基本財産の処分(担保提供 を含む)	定款第 12 条第 9 号 定款第 36 条	○	
	残余財産の処分	定款第 12 条第 8 号 定款第 46 条	○	

内 容	根 拠 (社会福祉法・定款等)	議決数		
		過半数	議決に加わることができる 評議員の 三分の二	
その他	社会福祉充実計画の承認	定款第 12 条第 10 号	○	
	役員等の責任の免除 (すべての免除)	法第四十五条の二十二の二準用 一般法人法第百十二条	×	×
	役員等の責任の免除 (一部の免除)	法第四十五条の二十二の二準用 一般法人法第百十三条第一項	総評議員の同意による	
	その他評議員会で決議する ものとして法令又は定款で定 められた事項	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 12 条第 6 号 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ・定款 12 条第 13 号 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 	○	

理事会決議事項及び決議要件一覧

内 容		根 拠 (社会福祉法・定款等)	議 決 数	
			過半数	理事総数の 三分の二
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	法第四十五条の十三第二項 第一号 定款第 27 条第 1 号	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項、議案の概要の決定	法第四十五条の九第十項準用 一般法人法第百八十一条第一項	○	
	評議員会の招集	定款第 14 条第 1 項	○	
	理事会の招集権者とする理事の決定	法第四十五条の十四第 1 項	○	
	定款の施行についての細則の決定	定款第 49 条	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	法第四十五条の十三第四項 第四号	○	
	内部管理体制の整備	法第四十五条の十三第四項 第五号	○	
	競業及び利益相反取引の制限	法第四十五条の一六第四項 準用 一般法人法第八十四条第一項	○	
	臨機の措置、公益事業の運営に関する事項	定款第 42 条 定款第 44 条第 2 項		○
役員等の選任・解任等に関する事項	会長・副会長及び常務理事の選定・解職	法第四十五条の十三第二項 第三号 定款第 19 条第 2 項 定款第 27 条第 3 号	○	
	施設長等の重要な役割を担う職員の選任及び解任	法第四十五条の十三第四項 第三号	○	
財務に関する事項	重要な財産の処分及び譲受	法第四十五条の十三第四項 第一号	○	
	多額の借財	法第四十五条の十三第四項 第二号	○	
	事業計画書及び収支予算書の承認	定款第 38 条第 1 項		○
	事業報告及び決算の承認	法第四十五条の二十八第三項 定款第 39 条第 1 項	○	
	基本財産の処分(担保提供を含む)	定款第 36 条		○
	資産の管理	定款第 37 条	○	
	保有する株式に係る議決権の行使	定款第 43 条		○
会計処理の基準の決定	定款第 41 条	○		

内 容		根 拠 (社会福祉法・定款等)	議 決 数	
			過半数	理事総数の 三分の二
その他	社会福祉法第四十五条の二十四第四項に規定する責任の免除	法第四十五条の二十四第四項 準用 一般法人法第百十四条	○	
	事務局長の選任	定款第 27 条 定款施行細則第 38 条第 1 項 別表3	○	
	その他理事会で決議するもの として法令又は定款で定めら れた事項	定款施行細則	○	
	その他重要な業務執行に関 する事項及び事務事業の執 行に必要な基本的な規定の 制定及び改廃	・評議員専任・解任委員の選 任及び解任 ・評議員専任・解任委員会の 運営についての細則 ・事務局に関する規程	○	

I 会長専決事項

- (1) 「事務局長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免、その他人事に関する事。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、予定価格が200万円を超えない、次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (5) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (6) 損傷その他の理由により、不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却、または廃棄でその費用が100万円を超えないもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 予算上の予備費の支出
- (8) 寄附金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (9) 急を要する場合の予算の補正に関する事。

II 常務理事専決事項

- (1) 嘱託職員・臨時職員・非常勤職員の任免及び人事、給与に関する事。
- (2) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、予定価格が100万円を超えない、次のような軽微なもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (3) 役員及び常務理事でない事務局長の出張命令に関する事。
- (4) 常務理事でない事務局長の休暇、欠勤等の服務に関する事。
- (5) 職員の7日以上 of 休暇の承認に関する事。
- (6) 福祉大会及び表彰に関する事。
- (7) 監査に関する事。
- (8) 定期刊行物の編集及び発行に関する事。
- (9) 給与の支給に関する事。
- (10) 1件50万円以上の支出行為に関する事。
- (11) その他、会長が特に指定した事項。